平成27年度

事業計画

社会福祉法人　天城町社会福祉協議会

平成27年度

天城町社会福祉協議会

事業計画

基本方針

日本は、平均寿命、高齢者数、高齢化のスピードという三点において、世界一の高齢化社会となっています。それに並走するように重要課題として取り上げられているのが認知症対策です。国もこの問題を国家戦略と位置付け「認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けられる社会の実現」を基本として動き出しました。この中でも、専門的知識を有する医療や介護現場だけでの対応以外に、地域住民の支えやサポートの重要性が明記されております。

この様な社会背景を踏まえ、地域の福祉活動推進を担う社協は、既存の高齢者等見守りネットワーク事業において「認知症サポーター養成講座」を実施したり、地域生活応援員養成講座においても基礎知識の習得を確保するなど、住民個々人が居住する地域で要援護者を支える大きな力となり得るよう支援してまいります。

在宅福祉事業に関しましては、平成27年度の介護報酬のマイナス改定に伴い、介護保険事業を実施する者としては大幅な収入減が危惧されるところです。そこで、質の高いサービス提供体制による加算の積極的な取得と、利用者負担額のバランスを考慮しながら、当社協事業所を選んでいただけるよう調整及び広報を実施していくことで、利用者の確保を図って参ります。また、在宅で介護をされている家族や介護での悩み、相談などが気軽にできる集いの場を提供し、介護・福祉に関わる心の負担軽減にも取り組んでまいります。

これらの事を主軸に、以下の実施事業と関連付けながら住民から必要とされる社協であるために、役職員共に一層の取り組みを実施して参ります。

重点目標

１．住み慣れた地域で安心した暮らしの基盤整備

　地域の見守り活動を通して、地域の実態を捉え課題を把握するために、各地区への出向聴取を実施し、その結果を踏まえて各々の地域の実情に合った「相互に支え合う仕組み」の構築を支援します。

２．ボランティアの育成及び活動の推進

地域福祉活動の大きな担い手として、ボランティアの力は大きなものです。老若男女問わず、ボランティア活動に対する基礎的知識の習得と精神を学ぶための講座の開催や、それを活かせる場の創出に積極的に取り組みます。

３．在宅における福祉サービスの充実

住み慣れた地域での在宅介護を支えるサービスの充実として、介護保険事業や障害福祉サービス、公的制度の狭間を充当するサービスの充実を図ります。また、介護する家族が集い語らう事で、介護に対する技術や方法、悩みなどを共有できる機会を積極的に設けます。更に、専門知識を有する職員を派遣し、適切な情報提供と相談対応にも努めます。

４．骨太の組織体制整備

福祉分野から派生するあらゆる課題等について、関係機関団体等への積極的に関わりを深めることで、課題解決に向けた連携体制を確立できるように努めます。また、組織の安定運営を目指し、人材育成や事業運営に関わる財政確保に向けた各種助成事業への積極的な取得、及び行政機関等に対する趣旨理解への積極的な働きかけに努めます。

５．地域から必要とされる社協活動の推進

　社会福祉協議会の必要性や事業実施による効果等を、広く住民個々に周知してもらえるような広報活動を行ってまいります。また、公的なサービスでは対応困難な事案に対して、住民が主体となって取り組める社協独自の事業の創出や実施により、「地域福祉を支える社会福祉協議会の活動強化」に努めます。

事業実施計画

１．地域福祉活動の推進

　(１)地域福祉活動事業

　　①民生委員児童委員協議会との連携

地域福祉活動を推進するため、民生委員・児童委員協議会の役員会及び定例会開催時に参加し、情報提供や意見交換会等により連携を図ります。

　　②共同募金委員会への運営協力

共同募金委員会の組織編成及び運営に関して、地域福祉推進の中核団体として参画し、協力します。

　　③高齢者及び障害者の福祉活動への賛助

　ふれあい福祉スポーツ大会（町身障協会主催）への賛助や、長寿社会づくり運動推進（町老人クラブ連合会主催）への協力をします。

　　④日本赤十字社の事業推進

　赤十字奉仕団による炊き出し訓練や、地域の高齢者の生活を支える活動を行います。また、社員増強運動（社資拠出）への協力依頼も実施します。

　　⑤地域福祉活動促進助成事業（共同募金配分事業関連）

　各地区における地域福祉活動の基盤整備を含めた活動促進を図るため、赤い羽根共同募金配分金の範囲内での助成支援を行います。

　　⑥認知症を地域で支えるサポーターの養成

　国が進める認知症対策の一環として、地域住民や各種団体等へ呼びかけ「認知症サポーター養成講座」を企画・実施します。

　　⑦地域の福祉課題の共有化に向けた取り組み

　　　　民生委員をはじめ、在宅福祉アドバイザーを主軸として地域の福祉課題などを地区住民が共有化することで、適切な対応と支援に繋げる取り組みを実施します。

（２）ボランティアセンター事業

　　①ボランティア支援

　ボランティア活動の円滑な推進のために、ボランティア保険への加入促進を図るべく保険料の助成等を行います。

　　②ボランティア相談援助

　ボランティア担当職員を配置し、入門相談や活動上の相談、支援の依頼など、相談活動と需給調整を行います。

③ボランティア養成講座

ボランティア活動についての理解と活動促進のために、各種ボランティア養成講座を計画し開催します。

　　④ボランティア協力校の指定及び助成

児童生徒へのボランティア活動の理解と関心を高めるため、小中学校、高校を指定し、活動費の助成や情報提供等の支援を行います。

　　⑤ボランティア活動の企画・実施

町内の中・高校生が長期休業中に体験できるボランティア活動や、健康づくりを兼ねたウォーキング清掃などを企画実施することにより、活動への意義と理解を深められるよう努めます。

(３)広報・福祉啓発・福祉学習事業

　　①「社協だより“ゆい”」の発行

社協の活動や取り組みなどを中心とし、町内における福祉活動やボランティア活動などの情報提供を行うため、関係機関と全戸に広報紙を発行します。

　　②福祉教育推進

教育機関から福祉活動に関わる学習における講師派遣や資料提供などに積極的に応じ、福祉教育の推進を図ります。

２．福祉サービス利用支援の推進

　(１)福祉総合相談事業

①福祉総合相談（心配ごと相談）

福祉に関する悩みや心配ごとなどの相談に応じ、福祉ニーズとサービスを結ぶ支援体制として、民生委員・児童委員や他機関との連携を図るとともに、介護者家族などが集い語らえるサロンの実施により、福祉に関わる総合的な相談活動を実施します。

　(２)福祉サービス利用支援事業

　　①苦情解決窓口設置

社会福祉協議会が実施する介護保険事業や地域福祉サービス等の苦情に対応するため、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を配置し、各々と適切に協議を図りながら苦情解決に取り組みます。

　　②福祉サービス利用支援事業

判断能力が不十分な人が地域で自立した生活ができるよう、生活支援員による福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、通帳・証書などの書類の保管など、公正かつ適切な方法で支援します。

　　③成年後見制度の活用・啓発

財産管理や施設入所など、契約や遺産分割を自分で行うことが困難である人に、制度の普及・啓発に努めるとともに、相談援助等の支援を行います。

　(３)福祉資金貸付事業

　①生活福祉資金貸付事業

低所得者世帯に対して、経済的な自立を目的とした生業資金や修学支援資金等の貸付及び償還指導を行い、民生委員の相談援助活動の協力を得て、当該世帯の自立更生を支援します。

　　②小口資金貸付事業（法外援護）

低所得世帯において、緊急又は不時の出費を要するために困窮している場合に資金を貸し付け、当該世帯の自立を援助します。

　　③制度理解を含めた研修会等の実施

相談援助や償還指導等に協力していただく民生委員の方々に対する研修会の企画実施を図り、適正運用に努めます。

　　④生活困窮者自立相談支援事業の実施

　　 　生活困窮者の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する相談対応や自立支援計画の策定など包括的かつ継続的な相談支援等を実施する。

　　　※県からの受託事業で、三町社協広域の徳之島三町社協連絡協議会で受託契約を取り交わし、各町社協が事業実施する。

３．在宅福祉サービスの推進

　(１)在宅福祉サービス事業

　　①在宅福祉アドバイザー活動促進事業（町受託事業）

地域における要援護者の声かけ運動や安否確認を行う「見守り活動」を通して、生活課題等の改善に向けた情報収集や関係機関へのつなぎを実施します。

　　②福祉有償移送サービス事業

単独では公共交通機関の利用が難しい要介護者や障害者等で会員登録された方々を、町内を発着とする区間にて移送サービスを行います。

　　③ゆいネットワーク互助事業

住民参加型在宅福祉サービスを登録会員という方式で一元化し、会員の自助努力を支える自主的な相互扶助活動を地域の中に育てていきます。

　　④生活支援コーディネーター設置事業（町受託事業）

　　　　多様な生活支援サービスの社会資源を把握し、必要な資源の創設や調整、担い手となるボランティア養成や、既存のネットワーク事業と連動してニーズに見合ったマッチングを実施します。

　(２)介護保険事業

　　①居宅介護支援事業

介護を必要とされる方のニーズをしっかりと把握し、適切なサービス計画の作成に努めます。そのためには、各種研修会等への積極的な参加や、サービス事業所との連携を十分に行ってまいります。

　　②通所介護事業（新しい総合事業※27年度法改正含む）

日中を楽しく過ごせる空間作りを心がけ、個々に応じたケアでありながら一緒に活動しているという気持ちを抱かせられるよう、各種研修等に積極的に参加し、質の高いサービス提供に心がけます。

　　③訪問介護事業（新しい総合事業※27年度法改正含む）

既存の能力を活かし在宅での生活を支える、利用者の心身の健全維持を目標として支援できるよう心がけます。

④介護報酬改定に伴う各種調整事務

介護報酬改正に伴い、利用者負担額と職員体制による加算額を考慮し、双方に大きな負担とならない報酬算定となるよう事務調整を実施します。

　　⑤適切な利用促進に向けた取り組み

既存の事業等と連携を図り、介護サービスを必要とする方の情報を基に、訪問聴取などを実施することで、サービス利用の申請支援や利用可能なサービスなどの情報提供を行い、適切な利用に結び付ける支援を行います。

　(３)障害福祉サービス

　　①障害者居宅介護事業

障害のある方々が在宅生活を安心して送れるよう、訪問介護員が支援を行います。

②地域生活支援事業（町受託事業）

住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、視覚障害者の外出支援を行うガイドヘルプ事業などを実施します。

　　③障害者相談支援事業（一部町受託事業）

障害福祉サービス等に関する相談や、在宅での自立支援を目指した「サービス等利用計画」の作成を行い、住み慣れた地域や自宅での生活支援を行います。

４．社会福祉協議会の基盤整備

　(１)法人運営事業

　　①会員の加入促進

住民に社会福祉協議会の活動等を広く理解してもらうとともに、効率的な地域福祉活動を進めるため、会員の拡充に努めるとともに財源の確保を図ります。

　　②経営体制の充実

役員体制も含めた組織の充実を図り、経営体制の確立を図ります。

　　③情報管理体制の充実

情報公表制度への取り組みや個人情報保護を踏まえ、文書データの適正な管理を組織的・継続的に実施します。

　　④労務管理体制の充実

地域福祉ニーズに合わせ、新たな業務増が見込まれるなかで適正な労務管理、人事管理体制の確立を図ります。

⑤公費の導入

各種助成事業の情報を積極的に収集し、可能な限り取り入れるよう努めます。また、社協が実施している地域福祉関連事業についての実績と効果を町へ報告し、事業継続の必要性などの理解を求め、必要経費の補助を要望してまいります。

　　⑥基金の拡大

地域福祉活動の継続的な推進と社会福祉法人独自の活動を推進するための自主財源を確保するため、計画的な資金の積立を実施していきます。

(２)企画・調査研究事業

　　①社会福祉関係事業所との連携と情報の共有体制の確保

より効果的な事業を推進するために、福祉施設をはじめとする社会福祉関係機関との連携や連絡調整に努めます。

　　②職員の資質向上に向けた取り組み

利用者への質の高いサービスの提供と、より効率的な事務事業の運営ができるようにするため、各種研修会や講習会への参加、内部研修や他事業所への外部研修等を実施し、職員の資質向上を図ります。

　　③調査研究活動事業

在宅福祉サービスの充実や地域福祉を推進していくために、各種ニーズ調査等を通じて、住民の福祉に対する要望や意見の把握を行い、活動や事業に反映していきます。

　　④町地域福祉計画策定への協力

　　　　町が本年度予定している天城町地域福祉計画策定に係る各種調査や統計整理、住民説明会や座談会の実施運営に協力します。